

火災予防条例第65条の設置除外に関する判定資料報告書

堺市消防長 殿  
( 消防署長)

住 所

電話番号

氏 名

下記の防火対象物に堺市火災予防条例第65条第1項第2号に規定する区画の措置をするので報告します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途		構造	
	規模	階数 地上 階 地下 階	延べ面積	m <sup>2</sup>
適用部分		5階 ~ 階まで		
階	壁及び天井の仕上げ	区画する防火戸の種類	区画面積 (以内)	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
	不燃 . 準不燃 . 難燃	特 . 防	100m <sup>2</sup> . 200m <sup>2</sup>	
※ 経過欄				

備考

- 1 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 「特」とは建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸をいう。
- 4 「防」とは建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸をいう。